

ドイツ商法典による評価単位の形成とヘッジ会計 予定評価単位を中心に

岐 山 幸 繁

Handelsrechtliche Abbildung von Bewertungseinheiten

Yukishige HAGEYAMA

I はじめに

ドイツ企業会計の改革を目的とする会計法現代化法 (BilMoG) の施行により, 商法典 254 条として評価単位によるヘッジ会計の規定が新設され, 2010 年 1 月開始の事業年度から適用されることとなった⁽¹⁾。

これまでは明確な規定がなかったため, ヘッジ関係 (評価単位) を形成するヘッジ対象 (基礎項目) とヘッジ手段 (ヘッジ項目) の会計処理は基本的に正規の簿記の諸原則 (GoB) に準拠して行われてきた⁽²⁾。しかし, 当該ヘッジ会計に関わる GoB や関連法規の解釈, 適用等については様々な見解がみられる⁽³⁾。また, 2006 年に設けられた所得税法 5 条 1a 項により商法上の評価単位が課税所得計算の基準とされたが, そもそも評価単位にかかる商法規定が存在しないという状況であった。

このような法律上および実務上の不備を解消するために 254 条が設けられたといえる。すなわち, 254 条はすでに GoB に準拠して実施されている評価単位によるヘッジ会計を法的に根拠づけるとともに, 様々な形で行われているこのヘッジ会計に統一性をもたらし, また課税所得計算に対して法的保証を与えようとするものである。

このように 254 条によって評価単位によるヘッジ会計の状況改善が期待されるのであるが, ヘッジ会計が法的および実務的に複雑な内容を伴うものであり, 法規の解釈, 適用等について解決すべき様々な問題点があるように思われる。本稿では, 新規定に基づき実施されることとなったヘッジ会計, なかでも特に予定取引を対象とする評価単位 (予定評価単位) によるヘッジ会計を中心に考察を行う。

II 評価単位の形成

1 評価単位とヘッジ会計

商法典 254 条として新設された評価単位とその会計処理に関する規定は、次のとおりである。

254 条 評価単位の形成

¹ 資産、負債、未決取引または高い確率で期待される取引が類似のリスクの発生により生じた逆方向の価値変動またはキャッシュ・フローを相殺する目的で金融商品と一体化される場合（評価単位）、逆方向の価値変動またはキャッシュ・フローが相殺される金額と期間において、249 条 1 項、252 条 1 項 3 号と 4 号、253 条 1 項 1 文および 256a 条を適用してはならない。² 1 文の意味における金融商品には、商品の仕入または販売にかかる先物取引も該当する。

254 条は、基礎項目（Grundposition）としての資産、負債等に生じた価値変動やキャッシュ・フロー（以下、一括する場合は価値変動等と呼ぶ。）をヘッジ項目（Absicherungsposition）に生じた逆方向（正負が逆）の価値変動等により相殺ないし軽減するヘッジ活動の会計処理を規定しており、基礎項目とヘッジ項目を一体として、すなわち、評価単位（Bewertungseinheit）とみなして処理を行おうとするものである。

本条文は、基礎項目とヘッジ項目のそれぞれの価値変動等を相殺する期間と金額において、個別評価原則、慎重性原則、実現原則、取得原価原則等の一般的評価原則を適用しないとする適用除外規定として条文化されている点に特徴がある。これはすでに GoB に準拠して実施されている評価単位によるヘッジ会計を法的に根拠づけるという立法の趣旨に即したためであろうが、その結果、GoB や法規に関する一般的見解を超えたヘッジ関係も対象に含まれることとなったように思われる。予定評価単位がそれである。予定評価単位、すなわち、将来に高い確率で期待される取引の価値変動等をヘッジする場合の基礎項目とヘッジ項目の一体的処理は、従来、それを容認すべきとの主張があったにせよ、法的には容認されないとする見解が一般的であった⁽⁴⁾。それが 254 条により、いまや法的に根拠づけられることになったわけである。しかし、それにより、関連法規との関わりにおいて予定評価単位の処理に関し、様々な問題が発生しているように思われる。

2 基礎項目の範囲

(1) 資産および負債

予定評価単位によるヘッジ会計の検討に入る前に、254 条に規定された評価単位の基礎項目とヘッジ項目の範囲や価値変動等をもたらすリスクについて簡単に考察しておこう。

評価単位の基礎項目として、まず、資産と負債が挙げられる。この場合、246 条（完全性、相殺計算禁止）によると、基礎項目は原則として会計的に認識されたものでなければならない（オンバランス項目）。ただし、基礎項目はそれに適用される評価基準による制約を受けない。それゆえ、帳簿価額（取得原価）で評価される資産、負債だけでなく、付すべき時価（beizulegender Zeitwert）で評価される項目も、すべて基礎項目となりうる⁽⁵⁾。

また、例えば、年金義務に関連した、会計的に認識されているが表示上対応する負債により相

殺されている資産についても、254条は適用可能である（246条2項による年金資産）。このことは同様に253条1項3文の意味における年金約定証券のような年金義務から生ずる引当金についても当てはまる⁽⁶⁾。

(2) 未決取引および予定取引

未決取引および予定取引（高い確率で期待される取引）も基礎項目の対象となる。ここで未決取引とは決算日においてすでに契約がなされている取引をいう（例えば、未履行であるが契約済みの販売または購入取引）。それに対し、予定取引は高い確率で発生が期待されるが、取引自体は未だ契約（締結）されていない点で未決取引と相違する。

予定取引に対しては、高い確率による発生という特性から、特別な要請がなされる。すなわち、企業外部の予測不可能な異常な状況は考慮外としても、予定される将来の取引の締結が内容的にも時間的にも十分確実であるということである⁽⁷⁾。予定取引の確実性（高い確率）は、その時々全体の状況を考慮して判断されることになろう。例えば、過去に予定され実際にも締結された取引に関する事後的分析も、その判断に役立つものと考えられる⁽⁸⁾。

(3) 部分ヘッジ

基礎項目のヘッジに関して、ヘッジが項目全体について行われるべきか（全体ヘッジ）、または一部でも可能か（部分ヘッジ）という点が問題となる。この場合、条文では明確に規定されていないが、実務で行われているように、当該部分の独立した評価が可能であれば、基礎項目の一部（例えば、ある資産のx%）を一定期間、一部のリスク（例えば、一定水準を上回る為替変動リスク）についてヘッジすることが容認され得ると思われる⁽⁹⁾。

3 ヘッジ項目の範囲

(1) 金融商品

評価単位を形成する他の要素、すなわちヘッジ項目として、まず、金利リスク、通貨リスク、債務不履行リスクまたはそれらに類似のリスクから生ずる価値変動等をヘッジする金融商品が考えられる。商法典では金融商品について特に定義はされていない。BilMoG政府草案においても、「その多様性と絶え間ない発展」を理由として法的定義の導入が見送られた⁽¹⁰⁾。それゆえ、金融商品の解釈に当たっては、254条の意味や目的を考慮しながら、他の法的または専門的な定義ないし概念を参考にすることになろう。

一般的に、金融商品は一方の契約当事者に現金（または現金同等物）に対する請求権を保証し、他方の契約当事者に現金（または現金同等物）を引渡す義務を課すかまたは持分商品を発行させるすべての契約を意味する。その結果、金融商品には、特に貨幣の引渡しに対する権利や義務（金銭債権・債務）、有価証券（グループ企業に対する持分や資本参加を含む。）、短期金融市場商品（無記名債券、指図債券等）、現金決済または他の金融商品で清算されるデリバティブおよび新株予約権が含まれることになる⁽¹¹⁾。

254条では、ヘッジ項目としての金融商品は基本的にデリバティブが考えられている。デリバティブは将来に履行される取引で、一定の契約条件または状況に基づき、その価値が基礎項目の価値の変動とともに逆方向で変動し、通常、取得原価がゼロかまたはきわめて小さいものである。古典的なデリバティブとして、先物取引、先渡取引、オプションおよびスワップを挙げることが

できる。

(2) 商品先物取引

商品や原材料等，現物の受渡しによる先物取引は派生的な性格を有するが，254条1文の意味における金融商品には含まれない。しかし，実務的配慮から，同2文によりこのような物的給付による商品先物取引もヘッジ項目の対象とされることとなった。

商品先物取引が254条2文によって金融商品とされた結果，ヘッジ会計に関する同規定の適用範囲はかなり幅の広いものになった。すなわち，ヘッジ項目としての金融商品は，国際財務報告基準（IFRSまたはIAS）と異なり，デリバティブや外貨建の資産，負債項目に限定されず，物的給付による先物取引も容認されることとなった⁽¹²⁾。この意味で，254条の適用範囲はIFRSにおけるヘッジ会計の範囲を超えているといえよう。

4 リスクの種類と範囲

(1) リスクの種類

金融商品は，基礎項目に発生する価値変動等をヘッジする意図がある場合にのみ，ヘッジ項目とされる。先述したように基礎項目が晒されるリスクとして金利リスク，通貨リスク，債務不履行リスクまたはその他の類似のリスクがある。金利リスクは，例えば，変動金利の貸付金（キャッシュ・フローリスク）や固定金利の借入金（市場価値リスク）に発生する。通貨リスクは為替相場の変動により発生するものであり，外貨建の資産や負債または外貨による将来の支払い（例えば，外貨建の支払金利）に生じる。債務不履行リスクは，契約相手が履行義務を果たせないときの将来損失リスクとして生じる。その他の類似のリスクとしては，例えば，企業活動と関係のない価格変動リスク（株価リスク，商品・原材料の価格リスク）や流動性リスク（期日に支払義務を果たせないリスク）が考えられる⁽¹³⁾。

(2) リスクの範囲

ヘッジすべきリスクの範囲は，基礎項目が晒されるすべてのリスクである必要はなく，特定の部分リスクのヘッジも可能である。リスクの範囲は，当該リスクを十分明確に確定できるか否かで決定されるべきであろう⁽¹⁴⁾。それゆえ，例えば，一般的な企業リスクはヘッジの対象とはならない。

評価単位の形成は，ヘッジ項目が基礎項目に発生するリスク（価値変動等）のヘッジに利用されるべきことを条件とし（ヘッジの意図），さらに，ヘッジ項目がその理由や金額においてヘッジに適していることが必要である。これは，基礎項目とヘッジ項目が同種で逆方向のリスクに晒されていることが前提となる。この場合のリスクは基礎項目が晒されるすべてのリスクということではなく，ヘッジの対象として考えられる部分リスクという意味である⁽¹⁵⁾。

金融商品の一部をヘッジ項目として指定した場合（例えば，ある金融商品のx%），当該部分をヘッジ項目として，他の部分を一般的評価原則によってそれぞれ処理することになる。このように部分ヘッジによって基礎項目とヘッジ項目の範囲を一致させることにより，ヘッジを有効なものにすることが容易となる⁽¹⁶⁾。

(3) ヘッジの有効性

完全なリスクヘッジが実際にはほとんど不可能であることを考えると、評価単位の形成上、どの程度の有効性が必要かが問題となる。BilMoG 政府草案では IAS 39 に依拠して 80% から 120% (または 125%) の許容幅での相殺を要請していたが⁽¹⁷⁾、この要請は最終的には削除された。これは、非有効部分が生じた場合、当該部分については一般的評価原則が適用され、処理されることになるからである。

この意味においても評価単位の形成にとって有効性の測定可能性は基本的条件となる。決算日において有効性の確定ができない場合、有効な評価単位は存在しないことになる。有効性の測定は、ヘッジの対象である同種のリスクに基づいて行われなければならない。異なるリスク間での可能 (偶発的) な相殺は、規定上、容認されていない⁽¹⁸⁾。

III 評価単位の会計処理

1 相殺的評価と損益認識

商法典 254 条によると、評価単位を形成する基礎項目とヘッジ項目については、逆方向の価値変動等が相殺される金額と期間において、249 条 1 項、252 条 1 項 3 号と 4 号、253 条 1 項 1 文および 256a 条を適用してはならない。すなわち、個別評価原則、慎重性原則、実現原則、取得原価原則等の一般的評価原則は、ヘッジ関係にある基礎項目とヘッジ項目に生じた正と負の同額、同一期間における価値変動等について適用除外とされる。それに対してヘッジ関係を越えた他の変動部分はすべて、一般的評価原則に従って処理されなければならない。例えば、ヘッジ開始前やヘッジ外部分の価値変動等は相殺的評価の対象とはならず、一般的評価原則によって処理されなければならない。また、基礎項目とヘッジ項目の価値変動等の相殺差額、すなわち、ヘッジの非有効部分についても同様である。この点について、固定利付有価証券 (例えば、国債) の市場価値変動のヘッジを事例に明らかにしよう⁽¹⁹⁾。この場合、ヘッジ部分 (基礎項目) と非ヘッジ部分を区別し、ヘッジ部分については相殺的評価を、非ヘッジ部分については一般的評価原則を適用することが問題となる。

事例 1

- (1) 01 年 10 月 1 日、企業 X (12 月 31 日決算) は、固定利付有価証券 50,000 単位、取得原価 5,200 千€ を流動資産として保有しているが、その一部を 02 年 3 月中旬に資金調達のため 2,500 千€ で売却することにした。
- (2) その際、企業 X は有価証券有高の 50% (基礎項目) について、金利変動による市場価値の変動リスクを金融先物契約、すなわち、02 年 3 月売建の先物取引 (ヘッジ項目) によりヘッジすることとした。基礎項目とヘッジ項目は、ヘッジ項目の価値変動 (先物取引の上昇または下落) についてのみヘッジ関係がある。なお、有価証券の市場価値は、01 年 10 月 1 日現在、5,000 千€ である。
- (3) 評価単位形成のためのすべての条件は満たされている。

表 1 は、事例について 4 つの異なるケースを想定した場合の、01 年 10 月 1 日から決算日まで生じた基礎項目 (GP) とヘッジ項目 (SP) の価値変動 (WÄ) を表示したものである。

表1 基礎項目とヘッジ項目の価値変動 (単位:千円)

	基礎項目の価値変動 (W _{ÄGP})	ヘッジ項目の価値変動 (W _{ÄSP})	価値変動の相殺範囲	価値変動の差額
ケース1: ・市場金利上昇 ・変動幅 W _{ÄGP} > W _{ÄSP}	-125	+100	100	-25
ケース2: ・市場金利上昇 ・変動幅 W _{ÄGP} < W _{ÄSP}	-100	+125	100	+25
ケース3: ・市場金利低下 ・変動幅 W _{ÄGP} > W _{ÄSP}	+125	-100	100	+25
ケース4: ・市場金利低下 ・変動幅 W _{ÄGP} < W _{ÄSP}	+100	-125	100	-25

決算日における貸借対照表と損益計算書への影響を決定するためには、まず、ヘッジ関係の相殺範囲を確定することが必要である。相殺範囲は、基礎項目(有価証券有高の50%)の市場価値の変動リスクに起因する限りにおいて基礎項目とヘッジ項目(先物取引)の逆方向の価値変動により決定され、表1のすべてのケースについて100千円である。この相殺範囲において一般的評価原則は適用されず、両項目の価値変動は100千円の額で相殺される。

(1) 価値変動の差額が正の場合

基礎項目の価値変動差額および基礎項目以外の部分(ヘッジ外項目)の価値変動については、一般的评价原則、すなわち実現原則や低価原則(低価法)が適用される。基礎項目とヘッジ外項目の価値変動および評価額を一覧表にしたものが表2である。

事例においてケース2とケース3では、基礎項目にかかる価値変動の差額が正となる。これらの場合、当該差額+25千円は実現原則により貸借対照表と損益計算書のいずれにおいても認識されない(未実現利益)。また、先物取引は未決取引であり、貸借対照表には表示されない(オフバランス)。決算日において市場価値(時価)がケース2で4,800千円(=2,400千円+2,400千円)、ケース3で5,250千円(=2,625千円+2,625千円)となる有価証券有高は、基礎項目について相殺的评价を行い、ヘッジ外項目に低価法を適用した結果、ケース2では4,900千円(=2,500千円+2,400千円)、ケース3では5,100千円(=2,500千円+2,600千円)としてそれぞれ評価される。すなわち、ケース2ではヘッジ開始までの基礎項目の評価減100千円とヘッジ外項目の低価法による評価減100千円が認識されるのに対し、ケース3ではヘッジ開始までの基礎項目の評価減100千円のみが認識される。

(2) 価値変動の差額が負の場合

価値変動の差額が負(-25千円)となるケース1とケース4では、当該差額について慎重性原則が適用され、損益計算書では損失が、貸借対照表では有価証券の評価減または未決取引予想損失引当金が認識される。その結果、決算日において有価証券有高は、ケース1で市場価値の4,750千円(=2,375千円+2,375千円)が4,850千円(=2,475千円+2,375千円)で、ケース4で市

場価値の 5,200 千€ (= 2,600 千€ + 2,600 千€) が 5,100 千€ (= 2,500 千€ + 2,600 千€) でそれぞれ評価されることとなる。すなわち、ケース 1 では基礎項目についてヘッジ開始前の評価減 100 千€ とヘッジ項目との相殺差額 - 25 千€、およびヘッジ外項目の低価法による評価減 225 千€ が認識され (計 350 千€)、ケース 4 ではヘッジ開始までの基礎項目の評価減 100 千€ とともにヘッジ項目との相殺差額 - 25 千€ が未決取引予想損失引当金として認識される。

表 2 有価証券の価値変動と評価

(単位: 千€)

	取得時	01.10.1				01.12.31			
		有価証券 (原価)	有価証券 (時価)	有価証券 価値変動	ヘッジ項目 価値変動	有価証券 (時価)	未 実 現 利 益	予想損失 引 当 金	有価証券 (評価額)
ケース 1	基礎 項目	2,600	2,500	- 125	+ 100	2,375	- 25	-	2,475
	ヘッ ジ外	2,600	2,500	- 125	-	2,375	-	-	2,375
ケース 2	基礎 項目	2,600	2,500	- 100	+ 125	2,400	+ 25	-	2,500
	ヘッ ジ外	2,600	2,500	- 100	-	2,400	-	-	2,400
ケース 3	基礎 項目	2,600	2,500	+ 125	- 100	2,625	+ 25	-	2,500
	ヘッ ジ外	2,600	2,500	+ 125	-	2,625	-	-	2,600
ケース 4	基礎 項目	2,600	2,500	+ 100	- 125	2,600	-	- 25	2,500
	ヘッ ジ外	2,600	2,500	+ 100	-	2,600	-	-	2,600

2 価額固定法と価額修正法

評価単位によるヘッジ会計の記帳法として価額固定法 (Einfrierungsmethode) と価額修正法 (Durchbuchungsmethode) がある。価額固定法は、基礎項目とヘッジ項目の逆方向の価値変動等を実評価単位内で相殺する。それに対して価額修正法は、基礎項目とヘッジ項目の価値変動等について限定的な損益作用的時価評価を容認する。すなわち、正の変動差額は認識しないという制約のもと (不均等原則)、両項目の価値変動等は評価単位内では相殺せず、貸借対照表と損益計算書のいずれにおいても差引きせずに表示する。かくして、両項目の価値変動等差額はいずれの方法においても同じ結果となるが、価額固定法では相殺される価値変動等は貸借対照表と損益計算書で純額で表示され、価額修正法では総額で (相殺せずに) 表示される点で相違する⁽²⁰⁾。

事例においては、価額修正法による場合、有価証券有価は価額固定法の場合よりもケース 1 とケース 2 で 100 千€ 低く、ケース 3 とケース 4 で 100 千€ 高くなる。同時に先物取引は、ケース 1 とケース 2 では金融資産として 100 千€ が計上され、ケース 3 とケース 4 では金融負債として 100 千€ (ケース 3) または 125 千€ (ケース 4) が計上されることになる⁽²¹⁾。

これらのいずれを採用するかについては条文では明記されていない、それゆえ、条文の意味、文脈、立法の意図ならびに法の目的により判断されねばならない。254 条を文字どおりに解釈すれ

ば、価額固定法の適用に限定されることはない。なぜなら、254条は価値変動等と損益認識のいずれについても記帳方法が一意的に定まらない、一般的評価原則の適用除外という形で規定されているからである。要するに、評価単位については取得原価原則（253条1項1文）は不適用とされ、その結果、記帳法は価額固定法に限定されず、時価表示による価額修正法も容認されることとなる。

IV 予定評価単位の形成と会計処理

1 予定評価単位と相殺的評価

商法典254条により高い確率で期待される取引、すなわち予定取引が基礎項目の対象とされ、予定評価単位の形成が法的に根拠づけられた。

予定評価単位は、未だ契約がなされていないが将来に予定される販売や購入取引等についてその価値変動等をヘッジするために形成されるものである。予定評価単位の場合、基礎項目には貸借対照表能力がない（オフバランス）。それゆえ、ヘッジ開始時点から決算日までに生じた基礎項目の価値変動等（例えば、予定される原材料の購入に際して価格変動の結果として生ずる将来の支出増または支出減）は、ヘッジ項目のそれとの相殺範囲が決定できるよう、副帳簿に記録しておく必要がある⁽²²⁾。なお、予定取引に関して254条は貸借対照表や損益計算書での表示についてなんら規定していないが、285条23項a)は、附属説明書においてその金額、リスクの種類、評価単位の種類、ヘッジが行われるリスクの金額等を記載するよう要請している。

(1) 価額固定法と価額修正法

予定評価単位の記帳についても価額固定法と価額修正法の適用が考えられる。価額固定法の場合、基礎項目の価値変動等とヘッジ項目のそれとの相殺後に差額が生じたとしても、なんら問題は無い。変動差額が正（利益）の場合、実現原則が適用されるため、貸借対照表にも損益計算書にもなんら影響はない。それに対して変動差額が負（損失）となった場合、2つのケースを区別することが必要である。まず、基礎項目に正の価値変動等が生じ、それをヘッジ項目に生じた負の価値変動等が超過した場合、超過額と同額でヘッジ項目について引当金が設定されるか（例えば、事例1のような先物取引によるヘッジの場合）、またはヘッジ項目の評価減が行われる（例えば、オプション権の評価減）。それに対して基礎項目に負の価値変動等が生じ、それがヘッジ項目に生じた正の価値変動等を超過している場合は、基礎項目を先物取引とみなし、法的取引として締結された将来の商品（現物）先物と同様に扱い当該超過額の大きさに引当金が設定される⁽²³⁾。

それに対し、予定評価単位への価額修正法の適用は、理論的には可能であるが、法的に問題があると思われる。上述のように予定取引は貸借対照表には計上できず、副帳簿に記録される。その結果、ヘッジ項目についてのみ損益作用的時価評価が行われる。ヘッジ項目の価値変動等は、IFRSと同様、予定ヘッジ積立金（Zahlungsstromabsicherungs-Rücklage）として計上されることになろう⁽²⁴⁾。この積立金は予定取引の価値変動等の相殺のために将来に繰延べられるものであり、それゆえ、配当の対象にはならない。しかし、商法典にこのような会計処理を容認する規定は存在しない。債権者保護の観点から開発費のような自己創出無形固定資産についてその一定額を配当対象外とする規定が268条8項として新設された。それに対し、予定ヘッジのために計上される積立金を配当対象外とする規定は、なんら設けられていないのである⁽²⁵⁾。

(2) 購入対象の取得原価

予定評価単位の形成においては、また、将来に予定される購入対象（例えば、原材料）の評価、すなわち取得原価の決定に対するヘッジの影響が問題となる。この点について、次の事例2により検討してみよう⁽²⁶⁾。

事例 2

- (1) 企業Yが製造目的により市場で売買される特定の原材料を半年ごとに異なる数量で取得するものとする。
- (2) 01年3月1日時点で、01年8月15日に原材料1,000トン(t)を購入する予定である。原材料価格は、01年3月1日現在、1千€ / tである。
- (3) その際、原材料価格の上昇をヘッジするため、予定される原材料の必要量を買建てる先物取引を締結した。先物取引は01年8月15日に現金決済しなければならない。
- (4) 予定評価単位形成の条件はすべて満たされている。

01年8月15日に購入予定の原材料の取得原価について2つのケースを想定し、ケースaで0.9千€ / t、ケースbで1.1千€ / tで取得されるものとする。また、01年8月15日、先物取引は、ケースaで-95千€（現金決済義務）、ケースbで+105千€（現金決済請求権）となる。以上のデータのもとで、先物取引によるキャッシュ・フローの流出または流入が、ケースaで費用として、ケースbで収益として認識されるべきかどうか、または取得する原材料有高に損益中性的に資産として振替えられ得るかどうかかが問題である。

現金決済額を直ちに損益作用的に認識する場合、原材料有高の取得原価はケースaで900千€（0.9千€ × 1,000 t）、ケースbで1,100千€（1.1千€ × 1,000 t）である。それに対して現金決済額が損益中性的に振替えられた場合、原材料の取得原価はいずれのケースにおいても995千€となる（900千€ + 95千€、または1,100千€ - 105千€）。この場合、01年において原材料がすべて加工され、また製造された製品がすべて販売されれば、なんら問題はない。現金決済額と原材料の取得原価のいずれも01年中に損益作用的となるからである。それに対し、原材料または製造された製品が長期間にわたり企業に保有されると、問題が生じる。

経済的観点からみた場合、取得原価の決定に現金決済額を含めることは実態に合っている。なぜなら、将来に予定される購入取引の価値変動等をヘッジする目的は、まさに購入を予定する資産の取得原価を（近似的に）確定することにあるからである。しかし、このような会計処理が法的にも根拠づけ得るかどうかは別問題である。この場合、法的根拠づけの可能性は、255条による取得原価の定義および254条の規定に照らして判断することになる。

255条1項を条文のみで理解し、かつ条文どおりに解釈すると、ヘッジ項目による収入または支出を購入する資産（原材料）に損益中性的に振替える根拠は存在しない。同規定によると、先物取引による支出は購入資産の取得代価の構成要素でもないし、付随費用でもない。同様に、先物取引による収入は購入資産の取得原価の減少ともみなし得ない。

また、254条によれば取得原価原則は、評価単位内で相殺的评价が行われる限り、適用除外となる。その意味において、先物取引によるキャッシュ・フローを購入予定資産の取得原価に含めることに関して解釈上の余地が生じることになる。いずれにしても資産取得時のキャッシュ・フロー変動差額（予定価格と実際価格との差）は取得原価の決定には含まれない。なぜなら、そ

れは一般的評価原則により処理されるからである。このように、将来に購入が予定される資産の取得原価にヘッジの効果を反映させることは法的に問題があると思われるのである。

2 予定取引と予想損失引当金

254条は、249条1項が規定する未決取引予想損失引当金との関連においても問題があるように思われる。254条に基づき予定評価単位が形成された場合、未決取引の場合と同様に基礎項目に対して予想損失引当金を設定することが考えられる。しかし、この場合の引当金は法的に確定した未決取引に対する引当金ではなく、それゆえ249条1項に規定された引当金には該当しないのである⁽²⁷⁾。同2項によれば、1項に掲げられた以外の引当金は設定できない。かくして、254条と249条との間に矛盾が生じることとなる。

また、予定評価単位の記帳法として価額修正法を採用した場合、処理上の非一貫性が生じることになる。例えば、先物取引は未決取引としてオフバランス処理されるが、決算日において当該取引の市場価値が負となった場合は例外的にオンバランス処理される（未決取引予想損失引当金の設定）。これは不均等原則によるものであり、未決取引が通常の（ヘッジ目的でない）取引として行われている場合はつねに該当する。しかし、先物取引がヘッジ項目として予定評価単位に組み入れられ、価額修正法により記帳が行われる場合、先物取引が時価で評価される結果、先物取引に正の価値変動が生じたときはそれが資産として計上されることになる。このように価額修正法が適用された場合、先物取引の価値変動はそれが正のときは資産として、負の場合は負債として計上されることになるが、このように先物取引がヘッジ目的で利用されているか否かによって扱いが異なるというのは、会計処理の一貫性という点で問題であろう⁽²⁸⁾。

3 予定取引と低価原則

254条2文により、物的給付で履行される先物取引も1文の意味でのヘッジ手段として利用でき、物的給付による予定ヘッジも可能となった。この場合、評価単位は将来に購入が予定される商品（基礎項目）と物的給付の先物取引（ヘッジ項目）によって形成される。

既述のように、将来の商品購入にかかる未決取引の場合、価格下落による商品の価値低下に対しては、通常、購入前の決算日において引当金が設定される。この未決取引予想損失引当金は、将来に受入れる商品の評価規則に基づいて設定される。すなわち、決算日の商品の時価（取引所価格または市場価格）が先物取引による将来の購入価格（取得原価）を下回る場合、その差額で引当金が設定される。このような会計処理は、当該先物取引が将来に購入する商品に帰属する取引であり、それゆえ253条4項の低価原則は先物取引と結びつけて考慮すべきとする考え方に基づいている⁽²⁹⁾。いわば一取引論である。

しかし、先述のように、254条による予定評価単位の場合、将来の購入取引に対する予想損失引当金の設定、それゆえ購入予定商品の評価損（低価評価損）の計上は容認されないと思われる。すなわち、予定評価単位の形成は、予定ヘッジとしての性格上、254条に規定された適用条件がすべてかつ厳密に満たされる場合のみ容認される。このような場合、評価単位は必ず形成されて基礎項目に予想される損失がヘッジ項目の利益によって相殺され、それゆえ引当金設定のための損失の見越しを行う余地ないし必要性は存在しないことになる⁽³⁰⁾。

また、予定評価単位が形成される場合、購入予定商品の価値低下に対する引当金の設定を疑問とするもう1つの理由がある。それは、引当金設定の誘因が存在しないことである。決算日に商

品の時価が低下したとしても、それで将来、先物価格によって損失が必ず発生するとは限らない。この場合、先物取引を解約することにより、低い価格で商品を仕入れる可能性もある。また、先物取引により高い価格で商品を購入しなければならないとしても、それが損失をもたらすかどうかは商品の販売価格次第である。確かに予定ヘッジが行われる場合、契約した販売取引から利益を確保するため、購入価格の固定化が行われることがあり得よう。しかし、予定取引に対する予想損失引当金は通常の先物取引（未決取引）に対するそれとは性格が異なるものであり、そもそも予定評価単位を形成する場合、このような引当金を設定する誘因は存在しない⁽³¹⁾。その意味において予定評価単位に関する限り、254条は252条1項4号（慎重性原則）と整合しない。言い換えれば、この場合、254条により慎重性原則を適用除外とする必要性は存在しない。

V おわりに

本稿での考察を要約すれば、以下のとおりである。

- (1) BilMoGを通じて新設された商法典254条は、すでに実施されている評価単位によるヘッジ会計を法的に根拠づけようとするものであるが、同時にそれは様々な形で行われているかかるヘッジ会計に統一性をもたらし、また課税所得計算において法的保証を与えるものである。
- (2) 評価単位によるヘッジ会計を法的に根拠づけるという立法趣旨により、254条は個別評価原則等、一般的評価原則の適用除外という形で規定された。このような弾力的規定は現に行われているヘッジ会計を排除しないという利点がある反面、ヘッジ会計に関する幅広い解釈や裁量の余地を与えることとなる。その結果、従来的一般の見解を超え、また法規定の整合性や一貫性を損なうようなヘッジ会計が容認されることになった。
- (3) それは特に予定評価単位の形成で問題となる。例えば、評価単位の記帳法として価額修正法がある。この方法によるとヘッジ項目の時価記帳が行われ、その結果、ヘッジ項目の価値変動等が予定ヘッジ積立金として計上されることになる。しかし、このような会計処理を容認する法規定は存在しないのである。また、ヘッジ項目の時価記帳は、時価が上昇した場合は記帳しないという通常の処理と異なっており、会計処理の一貫性という点で問題である。
- (4) 将来に購入が予定される対象の取得原価について、254条は説明能力がないことも問題である。そもそも評価単位を形成する項目に対し、取得原価原則は適用除外とされるのである。また、ヘッジ項目としての先物取引による支出または収入を取得原価の構成要素と考える法的根拠も存在しない。
- (5) 予定評価単位の形成に伴い予想損失引当金が設定されるとしたら、それも問題である。この場合に設定される引当金は通常の未決取引に対する引当金ではなく、法的に未確定の予定取引に対する引当金となる。しかし、予定取引に対する予想損失引当金を容認する法規定は存在しないのである。このような予想損失引当金は低価原則との関わりにおいても問題である。予定評価単位内で価値変動等の相殺が行われるため、低価原則による評価損の計上、それゆえ引当金を設定する必要性は存在せず、誘因もない。

商法典254条によって予定評価単位を根拠づけたことは、商法会計がこれまで重視してきた債権者保護・配当測定を情報提供に重点移行しようとしていることを示唆しており、その意味で今後のドイツ会計の方向性を占う上で重要な意味を持つ。それにしても同条に基づく予定評価単位の形成、それゆえ予定ヘッジ会計には解決すべき様々な問題点があるように思われる。改正商法

典は2010年開始の事業年度から適用される。それゆえ、新規定に基づくヘッジ会計の議論はこれからが本番であり、今後、検討すべき課題がより鮮明になるものと考えられる。

注

- (1) 商法典におけるヘッジ会計の法制化について、筆者はこれまで次の論文を著している。「評価単位に基づくヘッジ会計の新展開－ドイツ会計法現代化法草案の規定を中心に－」『県立広島大学経営情報学部論集』第1号、2009年2月、41-53頁、「ドイツ会計法の現代化と金融商品会計－評価単位によるヘッジ会計を中心に－」同第2号、2010年2月、99-110頁。
- (2) Vgl. Bankenfachausschuß des Instituts der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e.V., Stellungnahme BFA 2/1993, Bilanzierung und Prüfung von Financial Futures und Forward Rate Agreements, in: Die Wirtschaftsprüfung, Heft 16, 1993, S. 517-518, Stellungnahme BFA 2/1995, Bilanzierung von Optionsgeschäften, in: Die Wirtschaftsprüfung, Heft 12, 1995, S. 421-422. また、拙稿「ドイツにおけるデリバティブ会計の制度的基盤」古賀智敏編著『ファイナンス型会計の探求』中央経済社、2003年12月、144-172頁参照。
- (3) Guido Patek, Hagen, Bilanzielle Implikationen der handelsrechtlichen Normierung von Bewertungseinheiten, in: Der Betrieb, Nr. 20, 2010, S. 1077.
- (4) Ebenda, S. 1077.
- (5) Ellrott, Helmut, et. al., Beck'scher Bilanz-Kommentar, 7. Auflage, C. H. Beck 2010, S. 555.
- (6) Ebenda, S. 555.
- (7) Ebenda, S. 555.
- (8) Ebenda, S. 555.
- (9) Ebenda, S. 555.
- (10) Bundesregierung, Gesetzesentwurf der Bundesregierung eines Gesetzes zur Modernisierung des Bilanzrechts (Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz), Drucksache 16/10067, 07. 2008, S. 114.
- (11) Ellrott, Helmut, et. al., a.a.O., S. 556.
- (12) Guido Patek, Hagen, a.a.O., S. 1077.
- (13) Ellrott, Helmut, et. al., a.a.O., S. 557.
- (14) Ebenda, S. 557.
- (15) Ebenda., S. 557.
- (16) Ebenda., S. 558.
- (17) Bundesregierung, a.a.O., S. 127.
- (18) Ellrott, Helmut, et. al., a.a.O., S. 558. Beschlussempfehlung und Bericht des Rechtsausschusses zum Entwurf eines Gesetzes zur Modernisierung des Bilanzrechts(Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz - BilMoG), BT - Drs. 16/12407, 112.
- (19) 以下の考察は、Guido Patek, a. a. O., S. 1078f. に基づいたものである。
- (20) 価額固定法と価額修正法については、拙稿「評価単位に基づくヘッジ会計の新展開－ドイツ会計法現代化法草案の規定を中心に－」『県立広島大学経営情報学部論集』第1号、2009年2月、47頁以下参照。
- (21) Ebenda, S. 1079.

- (22) Ebenda, S. 1080.
- (23) Ebenda, S. 1080.
- (24) Ebenda, S. 1081. なお, IFRS ではその他の包括利益として認識される。IASB, *International Accounting Standard No. 39, Financial Instruments: Recognition and Measurement*, par. 95, 2009. (財務会計基準機構監訳『国際財務報告基準 (IFRS) 2009』中央経済社, 2009年)
- (25) Guido Patek, Hagen, a. a. O., S. 1081.
- (26) Vgl. Ebenda, S. 1081.
- (27) Ebenda, S. 1082.
- (28) Ebenda, S. 1082.
- (29) Ebenda, S. 1082.
- (30) Ebenda, S. 1082.
- (31) Ebenda, S. 1083.